

## 笛吹市全国大会等開催事業奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内宿泊施設への宿泊を促進することで観光客の誘致及び地域活性化を図るため、全国規模の各種大会を開催する主催者に対して予算の範囲内で奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大会 関東大会以上の大会又はそれに準ずる規模の大会をいう。
- (2) 大会参加者 選手となる者(大会の実施要項に規定する補欠人員を含む。)をいう。
- (3) 大会関係者 主催者が大会の準備、運営上必要不可欠であると認める者(移動に伴う運転手を除く。)をいう。
- (4) 宿泊者数 市内宿泊施設へ宿泊する大会参加者及び大会関係者の実人数をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす大会の主催者とする。

- (1) 宿泊者数が、100人以上であること。
- (2) 大会が、政治上又は宗教上の大会でないこと。
- (3) 大会の内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、宿泊者数に300円を乗じて得た額とする。ただし、30万円を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大会の開催日の前日までに全国大会等開催事業奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊計画書(様式第2号)
- (2) 大会の実施要項又はこれに代わる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容及び関係書類を審査し、適当と認めるときは、全国大会等開催事業奨励金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をする場合において、奨励金の交付

の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、前項の規定により条件を付した場合においては、奨励金交付決定の通知の際、併せて通知するものとする。

(奨励金の変更申請等)

第7条 前条第1項に規定する奨励金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定後に奨励金の交付決定を受けた内容を変更し、又は取り下げようとするときは、全国大会等開催事業奨励金変更等承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付予定額に変更が生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、全国大会等開催事業奨励金変更等承認通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の実績報告)

第8条 交付決定者は、大会終了後30日以内又は当該交付決定年度の末日のうちいずれか早い日までに、全国大会等開催事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 全国大会等開催事業奨励金宿泊証明書(様式第7号)
- (2) 宿泊者名簿
- (3) 全国大会等開催事業奨励金請求書(様式第8号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(奨励金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 提出書類に遅滞があったとき。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。